

広島県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和元年十二月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
いきいきサロン木ノ庄西	尾道市木ノ庄町木門田 1595 番地	所在地	尾道市木ノ庄町木門田 1511 番地 1